

人材確保等促進税制（給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除）に関するQ & A

- Q1** 外形標準課税における「人材確保等促進税制」とはどのような制度ですか？
- Q2** 当該制度の適用対象年度は、いつからいつまでですか？
- Q3** 当該制度の適用を受けるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか？
- Q4** 連結法人ですが、適用に当たっての要件に違いがありますか？
- Q5** 決算月を変更したため、前事業年度と適用事業年度で月数が異なる場合、どのように計算しますか？
- Q6** 当該事業年度が設立1期目となりますが、当該制度は適用となりますか？
- Q7** 欠損のため、「法人税における人材確保等促進税制」の適用がありませんが、その場合でも、当該制度は適用となりますか？
- Q8** 付加価値額からの控除額の計算は、どのように行うのですか？
- Q9** 出向者に対する給与負担金や雇用安定助成金額を受け取っている場合はどのように取り扱いますか？
- Q10** 労働者派遣事業を行っている場合はどのように計算しますか？
- Q11** 控除額を計算するための様式はあるのですか？
- Q12** 課税方式の異なる事業を併せて行っている場合はどのように計算しますか？
- Q13** 仮決算による中間申告を行う場合に適用することはできますか？
- Q14** 付加価値額の計算における「報酬給与額」と、人材確保等促進税制における「給与等」の違いはありますか？

Q1 外形標準課税における「人材確保等促進税制」とはどのような制度ですか？

A. 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときには、付加価値割の課税標準から一定額を控除できるというものです。（地方税法附則第9条第13項～17項）

地方税法附則に規定されている控除の要件については、原則として、「法人税における人材確保等促進税制（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と同様の取扱いとなっています。（取扱通知4の2の17）

Q2 当該制度の適用対象年度は、いつからいつまでですか？

A. 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において、適用されます。ただし、設立事業年度、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度の申告、期限後申告においては、適用できません。（地方税法附則第9条第13項、17項）

※以下の事業年度については、付加価値額の控除制度がありますが、要件が異なるので注意してください。

- ・平成27年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度
[雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除（所得拡大促進税制）](#)
- ・平成30年4月1日から令和3年3月31日までに開始する事業年度
[給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除（賃上げ及び投資の促進に係る税制）](#)

Q3 当該制度の適用を受けるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか？

A. 新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときに適用となります。（地方税法附則第9条第13項、14項）

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

この要件は、「法人税における人材確保等促進税制」と同様のものです。

なお、法人税と異なり当初申告要件はありません。また、法人税で青色申告書を提出する法人に限らず、青色申告書以外の申告書を提出する法人にも適用があります。

連結法人の場合は、Q4も併せて参照してください。

※以下の事業年度については、要件が異なるので注意してください。

- ・平成27年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度
[雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除（所得拡大促進税制）](#)
- ・平成30年4月1日から令和3年3月31日までに開始する事業年度
[給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除（賃上げ及び投資の促進に係る税制）](#)

この制度に用いられる用語の定義は下表のとおりです。

	名称	内容	根拠条文
①	設立事業年度	設立の日を含む事業年度	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 1 号
②	新規雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 5 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 3 項 4 号
③	国内新規雇用者	法人の国内雇用者のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から一年を経過していないもの	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 2 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 3 項 1 号
④	国内雇用者	法人の使用人（役員、特殊関係者及び使用人兼務役員を除く）のうち、国内の事業所に勤務する雇用者をいう。（国内の事業所につき作成された賃金台帳に記載された者）	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 9 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 3 項 8 号
⑤	新規雇用者比較給与等支給額	前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 6 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 3 項 5 号
⑥	控除対象新規雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額のうち当該法人の当該適用年度の調整雇用者給与等支給増加額に達するまでの金額。	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 4 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 3 項 3 号
⑦	調整雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該雇用者給与等支給額及び当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 4 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 3 項 3 号
⑧	雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者に対する給与等の支給額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 10 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 3 項 9 号
⑨	比較雇用者給与等支給額	前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される、前事業年度における国内雇用者に対する給与等の支給額	租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項 11 号 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 2 項 10 号
⑩	雇用安定助成金額	国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額	取扱通知 4 の 2 の 17 租税特別措置法 42 条の 12 の 5 第 3 項 4 号イ 租税特別措置法 68 条の 15 の 6 第 3 項 3 号イ

Q4 連結法人ですが、適用に当たっての要件に違いがありますか？

A. 「法人税における人材確保等促進税制」の適用単位は連結グループ全体（租税特別措置法第68条の15の6）ですが、外形標準課税においては個々の連結法人ごとに適用となります。このため、適用要件については個々の連結法人ごとの額で行います。（取扱通知4の2の17）

※R3改正前制度（所得拡大促進税制・賃上げ及び投資の促進に係る税制）では連結法人については一部適用要件をグループ全体で判定することもできましたが、本制度（人材確保等促進税制）では連結法人であっても外形標準課税においては適用要件を各法人単体で判定しますので注意してください。

Q5 決算月を変更したため、前事業年度と適用事業年度で月数が異なる場合、どのように計算しますか？

A. 前事業年度の月数と適用事業年度の月数が異なる場合には適用事業年度の月数に換算します。（租税特別措置法第42条の12の5第3項6号ロ、租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項）

その際、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。（租税特別措置法第42条の12の5第4項）

Q6 当該事業年度が設立1期目となりますが、当該制度は適用となりますか？

A. 本制度において、設立事業年度は対象となりません。（地方税法附則第9条第13項）

Q7 欠損のため、「法人税における人材確保等促進税制」の適用がありませんが、その場合でも、当該制度は適用となりますか？

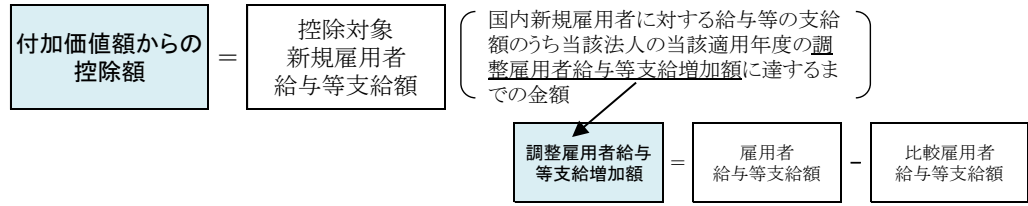
A. 当該事業年度が欠損であるため法人税における特別控除がない法人であっても、Q3又はQ4の要件を満たしていれば適用となります。（取扱通知4の2の17）

Q8

付加価値額からの控除額の計算は、どのように行うのですか？

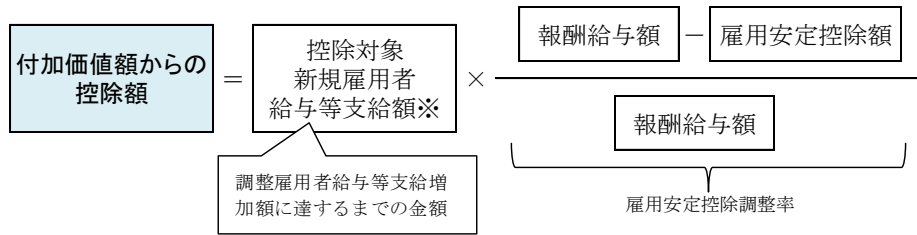
A. 付加価値額からの控除額は次のとおりです。（地方税法附則第9条第13項～15項）

◆雇用安定控除額がない法人



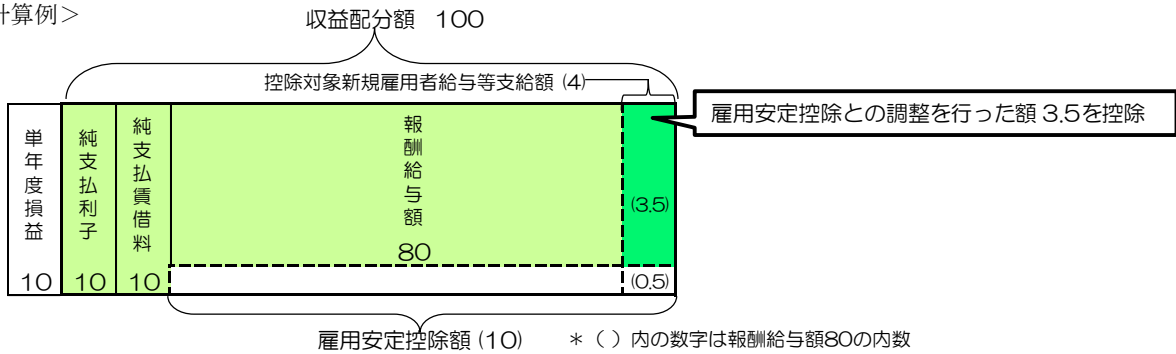
◆雇用安定控除がある法人

雇用安定控除額がある法人については、雇用安定控除と重複しないよう調整がされます。



※労働者派遣等をした法人、非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人については調整を行った後の雇用者給与等支給増加額となります。（Q10、Q12参照）

<計算例>



雇用安定控除額：
報酬給与額（80）－ {収益配分額（100）×70％} ＝10

人材確保等促進税制控除額：
控除対象新規雇用者給与等支給額（4）× $\left\{ \frac{\text{報酬給与額} - \text{雇用安定控除額}}{\text{報酬給与額}} \right\} = 3.5$

課税標準となる付加価値額の計算：

収益配分額（100）＋単年度損益（10）－雇用安定控除額（10）－人材確保等促進税制控除額（3.5）
＝96.5

※以下の事業年度については、控除額の計算が異なるので注意してください。

- 平成27年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度
[雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除（所得拡大促進税制）](#)
- 平成30年4月1日から令和3年3月31日までに開始する事業年度
[給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除（賃上げ及び投資の促進に係る税制）](#)

Q9 出向者に対する給与負担金や雇用安定助成金額を受け取っている場合はどのように取り扱いますか？

A. 出向先法人から出向者に対する給与に相当する給与負担金を受け取っている場合は、その金額を控除してください。

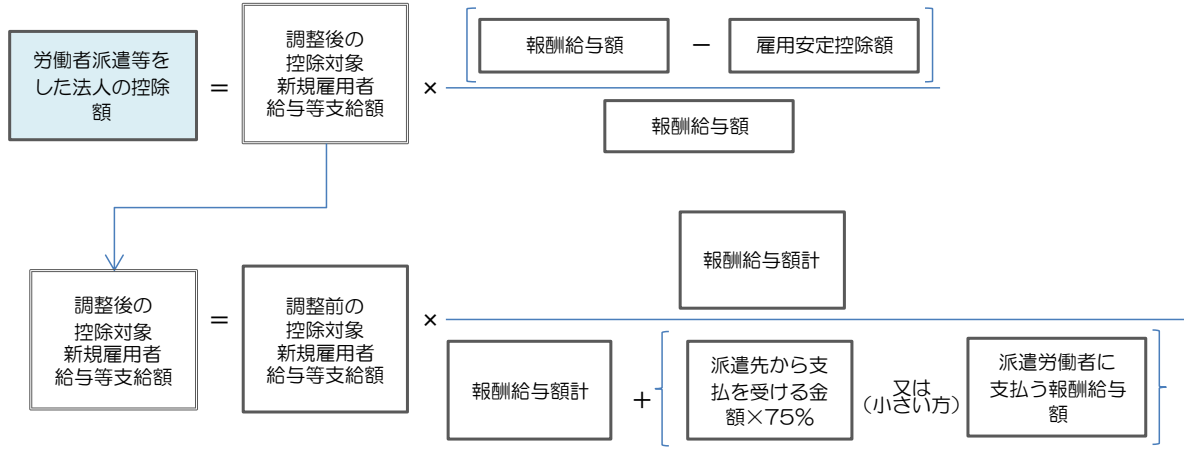
控除の要件の判定に使用する各給与等支給額や控除額の計算における給与等支給額については、これらの給与等支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除することとされています。(取扱通知4の2の17)

なお、雇用安定助成金額がある場合には、控除の要件の判定に使用する各給与等支給額からは控除しませんが、控除の計算における給与等支給額からは控除することとされているので注意してください。(取扱通知4の2の17)

区分	支給額の名称	他の者から支払いを受けた金額	雇用安定助成金額	
控除要件の判定のために用いる給与等支給額	新規雇用者給与等支給額	控除する	控除しない	
	新規雇用者比較給与等支給額			
控除額の計算に用いる給与等支給額	控除対象新規雇用者給与等支給額		控除する	控除する
	雇用者給与等支給額			
	比較雇用者給与等支給額			

Q10 労働者派遣事業を行っている場合はどのように計算しますか？

A. 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき労働者派遣等をした法人の控除額は次の計算式によります。(地方税法附則第9条第15項)



Q11

控除額を計算するための様式はあるのですか？

A. 当該控除額を計算するため、新たな様式（第 6 号様式別表 5 の 6 「給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書」）が設けられました。

確定申告書等、もしくは控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書にこの明細書が添付されている場合に限り、この明細書に記載された金額を限度として控除が適用されます。（地方税法附則第 9 条第 17 項）

※事業年度によって制度が異なるため、様式が異なりますので注意してください。

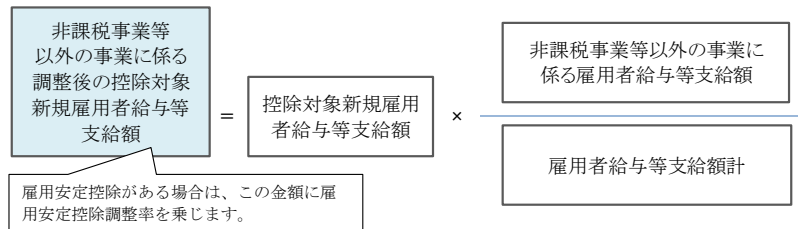
- ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度
雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書（R 1 改正前第 6 号様式別表 5 の 6）
- ・平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに開始する事業年度
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書（第 6 号様式別表 5 の 6 の 2）

Q12

課税方式の異なる事業を併せて行っている場合はどのように計算しますか？

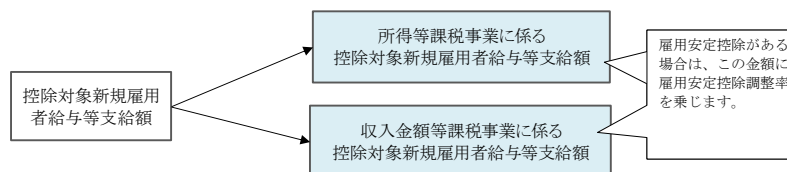
A. 課税方式の異なる事業を併せて行っている場合は、以下のとおり計算してください。

(1) 非課税事業等（事業税を課されない事業又は収入金額課税事業（地方税法第 72 条の 2 第 1 項 2 号に掲げる事業））とそれ以外の事業とを併せて行う法人の控除額は次の計算式によります。（地方税法附則第 9 条第 16 項）



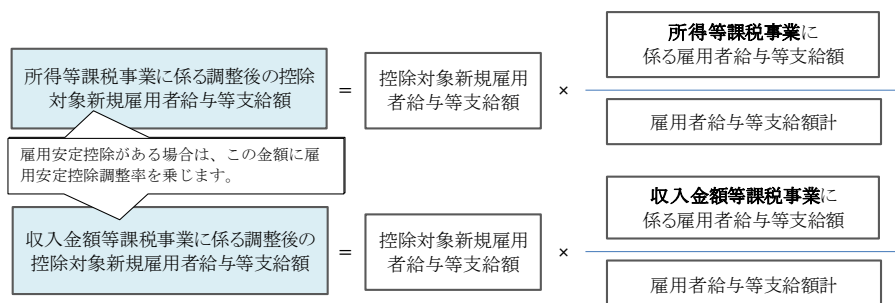
※区分経理が困難な場合は、従業者数により按分します。（地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 4 項、第 5 項、取扱通知 4 の 2 の 17）

(2) 所得等課税事業（地方税法第 72 条の 2 第 1 項 1 号に掲げる事業）と収入金額等課税事業（地方税法第 72 条の 2 第 1 項 3 号に掲げる事業）を併せて行う法人は、控除対象新規雇用者給与等支給額をそれぞれの事業に係る額に区分して計算します。（取扱通知 4 の 2 の 17）



※区分経理が困難な場合は、従業者数により按分します。（取扱通知 4 の 2 の 17）

(3) 非課税事業等、所得等課税事業及び収入金額等課税事業を併せて行う法人の控除額はそれぞれの事業ごとに以下のように計算します。(取扱通知4の2の17)



※区分経理が困難な場合は、従業者数により按分します。(取扱通知4の2の17)

なお、控除額の計算は、第6号様式別表5の6の「事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を行う法人の計算」欄を使用して行います。

また、上記(2)(3)の場合、所得等課税事業と収入金額等課税事業、それぞれの事業ごとに控除額を計算し、明細書を作成してください。

Q13 仮決算による中間申告を行う場合に適用することはできますか？

A. 仮決算による中間申告とは、事業年度開始の日から6か月間を1事業年度とみなして仮決算を行い、その仮決算に基づいて中間申告をするものです。当該制度は、仮決算による中間申告の際に適用となります。(地方税法附則第9条第17項)

Q14 付加価値額の計算における「報酬給与額」と、人材確保等促進税制における「給与等」に違いはありますか？

A. 人材確保等促進税制における「給与等」とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等をいうため、付加価値額の計算における「報酬給与額」とは異なります。(租税特別措置法第42条の12の5第3項3号)

例えば、「報酬給与額」には含める退職手当や企業年金の掛金等は、「給与等」には含めません。また、人材確保等促進税制の計算対象となる「国内雇用者」において、役員や外国で勤務する従業者が含まれない点や、派遣労働者については派遣元法人の雇用者として含まれるといった点においても、「報酬給与額」と取扱いが異なります。